

議案第50号

守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例案

守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例

守口市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年守口市条例第31号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る廃止前の守口市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）による医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前における旧条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、市の区域外（大阪府の区域内に限る。）から市の区域内に住所を変更した者を含む。次項において同じ。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成 年守口市条例第 号）の規定を準用する。

4 この条例の施行の前における旧条例第2条に規定する対象者が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定に関わらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の前における旧条例第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日以後、守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）又は守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定に関わらず、助成の対象としない。

（守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

6 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守口市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第4条まで 略	第1条から第4条まで 略

別表第1 (第2条関係)

項	執行機関	事務
略		
2	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年守口市条例第31号)に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行機関	事務	特定個人情報
略			
23	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
24	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に関する事務で	略 守口市老人医療費の助成に関する条例による医療

別表第1 (第2条関係)

項	執行機関	事務
略		
2	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項から第4項までの規定に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行機関	事務	特定個人情報
略			
23	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例附則第2項から第4項までの規定に関する事務であって規則で定めるもの	略
24	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に関する事務で	略 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する

		あつて規則で定めるもの	費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
			略
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であつて規則で定めるもの	略 守口市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
			略
略			

以下 略

		あつて規則で定めるもの	条例附則第3項及び第4項の規定による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
			略
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であつて規則で定めるもの	略 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例附則第3項及び第4項の規定による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
			略
略			

以下 略